

廃対第233号
平成29年5月12日

岐阜県行政書士会会长 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第8号。以下「改正省令」という。）が平成29年4月28日に公布され、別添のとおり環境省から通知がありました。

については、貴会会員（組合員）へ周知いただくようお願いします。

なお、産業廃棄物収集運搬業許可申請等の添付書類の様式については、これまで県で様式を定めホームページ等で公開しておりましたが、改正省令施行前（平成29年10月1日以前）の許可申請において、改正省令により定められた様式を用いることは差し支えありませんので、その旨申し添えます。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
係長	伊藤	担当	上野
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		

環廃産発第 1704281 号
平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 8 号）は、平成 29 年 4 月 28 日に公布され、一部を除き、平成 29 年 10 月 1 日から施行される。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 許可申請の添付書類の様式

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請（以下「許可申請」という。）の添付書類については、平成 18 年 3 月 31 日付け環廃産発 060331001 号本職通知「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）において、その様式を示してきたところである。今般、当該添付書類の様式について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）において当該添付書類の様式を定めたものである。



2 改正の内容

許可申請の添付書類につき、事業計画の概要を記載した書類（廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第1号）、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図（同項第2号）、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同項第5号）、申請書が個人である場合の資産に関する調書（同項第7号）及び申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面（同項第10号）に係る様式を定めること。（廃棄物処理法施行規則第9条の2第3項、様式第6号の2、第10条の4第5項、第10条の9第2項、第10条の12第2項、第10条の22第2項及び第11条第8項）

3 その他

平成18年3月31日付け環廃産発060331001号本職通知「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）第三（1）及びそれに係る標準の様式は、平成29年9月30日限り、廃止することとしたこと。

第二 登記事項証明書の添付を要する変更届出

1 改正の趣旨

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない。産業廃棄物処理業者等又は産業廃棄物処理施設設置者は、変更届出において、氏名又は名称の変更の場合には、法人にあっては登記事項証明書の添付が必要であるとともに、役員の変更の場合にも、法人にあっては登記事項証明書の添付を求められている実態がある。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることとなっており（会社法（平成17年法律第86号）第915条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。したがって、産業廃棄物処理業者等が法人の場合において、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

産業廃棄物処理業変更届出及び特別管理産業廃棄物処理業変更届出（以下「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処

理業等変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を 30 日以内とすること。（廃棄物処理法施行規則第 10 条の 10 第 2 項及び第 3 項、第 10 条の 23 第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の 10 の 2 第 2 項）

第三 施行期日

- 1 第一に掲げる事項 平成 29 年 10 月 1 日
- 2 第二に掲げる事項 平成 29 年 5 月 15 日

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又 は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>		
	<table border="1"><tr><td>撮影</td><td>年 月 日</td></tr></table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項		撮影 年 月 日	
・容器等の全体が写るように撮影すること。			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項		撮影 年 月 日	
・容器等の全体が写るように撮影すること。			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内訳	金額(千円)
事業の開始に要する 資金の総額	
土 地	
事 務 所	
収集運搬車両	
積替保管施設	
自己資金	
借入金	
(借入先名)	
そ の 他	
増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

都道府県知事　様
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

- 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

〔省令〕

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学二七)
- 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業四二)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(国土交通三三)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境八)
- 道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件
- (国家公安委二二)

〔告示〕

- | | | | | | |
|--|---------------------------------|------------------------------------|--|------------------------|--|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |
| ○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令 | ○特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する件(文部科学七二) | ○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件(厚生労働一八九) | ○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定した件 | ○高速自動車国道に関する件(経済産業一〇六) | ○自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件(同三八六) |

- | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |
| ○国庫歳入歳出状況(平成二十八年度平成二十九年二月分)(財務省) | ○裁判所
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等 | ○官庁
外国監査法人等関係
問題作成者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条に定める通行方法、国立研究開発法人建築研究所、中日本高速道路株式会社工事区間変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了、阪神高速道路株式会社都市計画事業、企画競争に係る手続開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係 | ○官庁事項
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局) | ○道路に関する件
(四国地方整備局四七) | ○道路に関する件
(四国地方整備局四七) |

○道路に関する件
(四国地方整備局四七)

○都市計画に関する件
(九州地方整備局一一四)

○官庁報告

○道路に関する件
(四国地方整備局四七)

○行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

○地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

○環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

環境大臣 山本 公一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

	改	正	後
	改	正	前
（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）			
第九条の二 （略）			
2 （略）			
3 ① 前項各号に掲げる書類及び図面のうち同項第一号、第二号、第五号、第七号に掲げる事項のうち資産に関する調書及び第十号に掲げるものの様式は、様式第六号の二によるものとする。			
4 ② （略）			
（産業廃棄物処分業の許可の申請）			
第十条の四 （略）			
2 ③ ④ （略）			
5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第六項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものをお除く。）を提出させることができる。			
6 （略）			
（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）			
第十条の九 （略）			
2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは、「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事			
（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）			
第十条の九 （略）			
2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは、「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事			

業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者」である場合にあつては、「直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合には、三十日)以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

1 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る)。

三・六 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

2 第九条の二第二項から第七項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十二第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、「同条第四項中「次条各号」」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、「同条第五項中「令第六条の九第二号」」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、「同条第三項中「次条各号」」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、「同条第四項中「令第六条の九第二号」」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「同条第五項中「この項」」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十一 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第

業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者」である場合にあつては、「直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

1 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)

三・六 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、「同条第三項中「次条各号」」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、「同条第四項中「令第六条の九第二号」」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「同条第五項中「この項」」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十一 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第

五号中「事業」とあるのは、「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは、「第十条の十二の二(各号)」と、同条第五項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二(第六項)」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合には、三十日)以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者(当該変更に係る者に限る)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人について登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る)。

三・七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2・7 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二(第六項)(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む)、第十条の四第五項(第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む)及びこの項(第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く)に限る)を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

五号中「事業」とあるのは、「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは、「第十条の十二の二(各号)」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二(第五項)」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者(当該変更に係る者に限る)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書)。

三・七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2・7 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二(第五項)(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む)、第十条の四第五項(第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む)及びこの項(第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く)に限る)を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

様式第六号の二（第九条の二関係）

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

(第1面)

事業計画の概要				
1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）				
2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬方法等				
(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月計 m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	廻路又は運搬を行う場合における積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地 (専分庫の名称及び所在地)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種割ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4表)

(第3面)

(3) 種替施設又は保管施設の概要

* 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、物語図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

事務所の所在地

駐車場の所在地 * 付近の見取り図を添付すること。

(2) その他の運搬器具の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(第 5 面)

5. 車両保全措置の摘要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(第 4 面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申 請者の登記上 の役員	被令第6条の10で 専用する第4条の1 に規定する使用人	招致役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。	
撮影	年 月 日

運搬容器等の名称

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。	
撮影	年 月 日

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
写真の方向等について掲示するのが望ましい。	
前面写真	<p>注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。</p>
側面写真	<p>注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること</p> <p>既に許可を有している場合には所定の事項(「商業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
撮影	年 月 日

(第9面) 資産に関する調書(個人用)			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車両			
そ の 他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(第8面) 事業の開始に要する資金の概額及びその資金の調達方法	
内 賦	金 額(千円)
事業の開始に要する 資 金 の 概 額	
土 地	
事 務 所	
収集運送車両	
積替保管施設	
自 己 資 金	
調 借 入 金	
遠 方 法	(借入先名)
そ の 他	
増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

○国家公安委員会告示第二十二号	
改	正
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。	この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十二の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。
平成二十九年四月二十八日	(経過措置)
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改める。	この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。
一 次の表の上欄に掲げる一般国道(道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第三条第二号に規定する一般国道をいう。)のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	年 月 日

改	正	前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	国家公安委員会委員長 松本 純	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。

備考	表中「」の記載は注記である。																		
附 則	この告示は、平成二十九年四月三十日から施行する。																		
	<table border="1"> <tr> <td>〔略〕</td> <td>路線名</td> <td>区間</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>二十四号</td> <td>城陽市から木津川市まで</td> </tr> <tr> <td>〔二一四 略〕</td> <td>〔同上〕</td> <td>天理市から櫛原市まで</td> </tr> <tr> <td>〔二一四 同上〕</td> <td>二十四号</td> <td>五條市から和歌山市まで</td> </tr> <tr> <td>〔二一四 同上〕</td> <td>〔同上〕</td> <td>天理市から櫛原市まで</td> </tr> <tr> <td>〔二一四 同上〕</td> <td>二十四号</td> <td>五條市から和歌山市まで</td> </tr> </table>	〔略〕	路線名	区間	〔略〕	二十四号	城陽市から木津川市まで	〔二一四 略〕	〔同上〕	天理市から櫛原市まで	〔二一四 同上〕	二十四号	五條市から和歌山市まで	〔二一四 同上〕	〔同上〕	天理市から櫛原市まで	〔二一四 同上〕	二十四号	五條市から和歌山市まで
〔略〕	路線名	区間																	
〔略〕	二十四号	城陽市から木津川市まで																	
〔二一四 略〕	〔同上〕	天理市から櫛原市まで																	
〔二一四 同上〕	二十四号	五條市から和歌山市まで																	
〔二一四 同上〕	〔同上〕	天理市から櫛原市まで																	
〔二一四 同上〕	二十四号	五條市から和歌山市まで																	

告 示

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事
(市長)

申請者
住所
氏名
(法人にあっては支社及び代表者の氏名)

印